

## 規約と条件

### 機器レンタル契約の利用規約

#### 定義

「賃貸人」とは、株式会社IROCO DESIGN JAPANを意味します。

「借手」とは、貸手が機器のレンタルを提供する個人、会社、会社、法人を意味します。

「設備」とは、貸主が所有する物品、装飾品、物品、製品を意味します。「注文」とは、レンタル料金およびレンタル期間の長さを含む、これらの機器のレンタルのために借手が貸主に注文した数量および特定の品目を含む指示を意味します。

「リース機器」とは、新品ではなく、以前にリースされたことのある機器を意味します。

「リース料」とは、貸主と借手が相互に合意した料金でリースされる機器の各品目を意味します。

「1週間単位」とは、リース機器の最短 1 日、最長 7 日間の使用を意味します。

「初回時前入金」とは、注文の確認時に支払われる、リース家具の **100%** の前払いを意味します。次回以降は借手の支払いサイトに沿って請求書を発行します。

「通常営業時間」とは、平日の月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 22時までを意味します。なお、倉庫の通常営業時間は平日の午前10時から午後17時までとします。

#### 機器レンタル契約の条件

以下に記載する（「契約」）は、貸主と借主の間で締結され、貸主と借主の間の拘束力のある法的文書を構成します。

#### 1. 注文の条件

**1.1** 借手による注文は、電子メール、電話、貸主の公式ウェブサイトなどから行うことができる。

**1.2** 初回取引時は、借手が前払いの総支払額の**100%**を決済し、貸手が発行する請求書による書面による確認が行われた場合に確定または有効とみなされます。

**1.3** 注文の確認は、注文された機器が利用可能であることを条件とします。

**1.4** 貸主は、画面上の色が実際の色にできるだけ近いことを保証するために、あらゆる努力をするものとします。しかしながら、貸主は、デジタル画像を通して見たときに、色が商品と全く同じであることを保証することはできません。

#### 2. 支払方法

**2.1** 初回取引時のみ、支払総額は、イベント開催前に支払うものとし、支払総額を貸主の銀行口座に振り込むことにより受領するまでは、注文は確定しないものとします。次回以降の取引の際は借手支払いサイトに沿った請求期日で請求書を発行し、**100%**銀行振り込みで支払う義

務があります。なお送金手数料は借手が負担することとします。

**2.2** リース料は、一週間単位で請求され、計算されます。7日間を超えるリース機器のレンタルについてはリース期間に合わせた請求をします。

**2.3** 支払総額の遅延は、理由の如何を問わず、日本銀行が使用する一般的なプライムレートに3%を上乗せした利率の違約金の支払を生じます。すべての時間は、土曜、日曜、祝日を含めて請求され、要求に応じて支払われます。

**2.4** 貸主は、価格設定を変更する権利を有し、流通業者の価格上昇、新たな税金、その他同様の理由による価格上昇など、貸主のコントロールの及ばない価格上昇に対して保護されています。

### 3.納品・検品

**3.1** 配送、設置および撤去の料金は、注文時に確認されます。通常の営業時間外の配送には、追加の人員費、セットアップ、故障などを含むがこれらに限定されない追加料金が適用されます。

**3.2** 借受人またはその代理人のいずれかが、材料の納入および引き取りに立ち会うものとします。借手またはその代理人が引渡しに立ち会わない場合、リース機器は貸主の倉庫に返却されるものとします。

**3.3** 貸主は、住所、時間、連絡先名、連絡先番号を含む引渡しの詳細を貸主に提供する義務を負います。貸主は、住所の誤記を含むがこれに限定されない、借主の過失に起因する引渡しの失敗に関するいかなる請求、損害賠償または補償にも責任を負わないものとします。

**3.4** 納品された機器の検査は納品時に行われ、機器は、借主が別途申し出ない限り、正常に作動する状態で正式に納品され、借主によって受け入れられたものとみなされます。貸主は、商品の引渡しの際、商品引渡確認票に署名するものとします。本装置の交換または代替品は、貸主の裁量に委ねられます。

### 4.賃借人の保証

**4.1** 借手は、自己の費用で、リース機器およびその付属品を良好な修理および動作可能な状態に維持し、適切な使用から生じる通常の摩耗および損傷のみを想定した状態で貸手に返却するものとします。

**4.2** 借手は、リース機器を慎重かつ適切な方法で使用することを保証するものとします。

**4.3** 借手は、多数の部品が納入され、引取り時に検査が不可能な場合、最終的なカウントと検査が貸主の保管場所で行われることを認めます。

**4.4** レンタル期間中、借手はすべての損害に対して責任を負いますが、不適切な使用、操作ミス、借手の怠慢な行為に起因する損害に限定されません。

リース機器の損害が借主または第三者によって引き起こされたかどうかにかかわらず、借主の不適切な使用、操作ミス、過失、誤った組み立て、組み立ておよび接続指示の不遵守、納入さ

れたリース対象物の変更に起因する損害に限定されません。

**4.5** リース機器の故障または動作に不満がある場合は、直ちに貸主に通知するものとします。貸主は、いかなる場合においても、貸主の許可がない限り、リース機器を修理し、または修理を試みてはならないものとします。賃貸人は、リース機器が事故に巻き込まれ、リース機器または他の財産に損害を与えた場合、または人が負傷した場合、直ちに賃借人に通知しなければなりません。

**4.6** 借手は、リース機器の回収後 48 時間以内に貸主が発見したリース機器の故障または欠陥について、レンタル期間中に生じた故障または欠陥であることを条件として、責任を負うものとします。借手は、リース機器を本契約で要求される状態にするために必要な修理について、機器のレンタル価格の 3 倍に相当する現在の交換費用を貸主に支払うものとします。

**4.7** 借手は、リース機器の検査、試験、修理、回収のために、貸手が土地や敷地に立ち入ることを許可するものとします。

**4.8** 何らかの電気が必要な場合、リース機器に使用するための適切な電力供給を手配することは、賃借人の全責任となります。借手は、そのような使用がすべての条例および規制に準拠することを保証するものとします。

**4.9** 借手は、リース機器の使用に伴い必要となる電力の供給およびその使用に伴う料金の手配について、単独で責任を負うことを保証するものとします。貸主は、電気設備の故障により現場で発生したいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。

## 5.賃貸人の保証

**5.1** 貸手は、可能な限り注文を遵守することを保証しますが、本契約に含まれる条項の一部または全部を履行しないことは、貸手の権利の放棄に相当せず、また放棄と解釈されないものとします。

**5.2** 賃貸人は、借手が指示した時刻にリース機器を回収するよう努める。いかなる場合においても、貸主は、リース機器の回収の遅れから発生する費用について責任を負うべきではありません。

**5.3** 貸主が保証の一部または全部を履行しなかったとしても、貸主の権利の放棄には該当せず、また放棄と解釈されることもないものとします。

## 6.責任

**6.1** 借手の貸手に対する総負債は、過失、契約違反、不実表示、本契約に含まれる補償に基づくか否かにかかわらず、いかなる状況においても契約額を超えないものとします。貸主の借手に対する責任は、過失、契約違反、不実表示、本契約に含まれる補償に基づくか否かにかかわらず、いかなる場合にも本契約の総額を超えないものとします。

**6.2** 借手は、本契約の運用に起因または関連して発生した結果的な損失または損害、利益の損失（直接的か間接的かを問わず）、事業または将来の事業の損失、その他、費用、経費ま

たはその他の結果的な補償の請求（および借手、その顧客の、従業員または代理人の過失によるものか否かにかかわらず）のために、表明、または暗黙の保証、条件もしくはその他の条項、または慣習法上の義務、または本契約の条項の下に貸手に責任を負うことはありません。

## 7. 返却遅れまたは返却を怠った場合

借主が、合意したリース期間終了時にリース品の返却を怠った場合、借主は、リース品の紛失が借主または第三者によるものか否かにかかわらず、返却されなかった物品の現在の交換費用を貸主に支払うものとします。

## 8. キャンセルについて

予約後、リース期間開始前であれば、賃借人は本契約を解除することができます（ただし、本契約に基づく料金を支払うことを条件とします）。

貸主への日数通知 請求額

20日以上 - 注文総額の25%

8日以上19日未満 - 注文総額の50%

7日以下 - 注文総額の100%

イベント用に購入された家具の場合、支払いは100%前払いとなり、借主はキャンセル時に返金を受けることはできません。

## 9. 知的財産権

9.1 貸主は、すべてのリース機器の著作権、商標権、特許権、単独所有権および独占所有権を常に保持するものとします。借手は、リース機器に対していかなる権利、権原または所有権も有しないものとします。

9.2 すべての素材の写真、デザイン、テキストおよび広告は、貸主の所有物です。これらの素材はダウンロードすることができますが、貸主の同意なしに商業目的で使用したり、雑誌やウェブサイトに掲載したりすることはできません。

## 10. 責任

借手は、借手によるリース機器の使用（リース機器の所有、使用、操作または返却を含むがこれに限定されない）に起因する、合理的な弁護士費用を含むすべての請求、訴訟、手続き、費用、経費、損害および負債に対して、貸手に対して責任を負うものとします。さらに、借手は、リース期間中、本機器のすべての損失および損害から貸手を補償し、貸手を免責するものとします。

## 11. 不可抗力

地震、台風、集団行動、ストライキ、暴動、公的措置、および予測不可能かつ不可避な雑

多な事象が発生した場合、貸手は契約上の義務を妨げる期間およびその範囲において免責されます。これは、前述の事象が以下の場合に発生した場合にも適用されます。貸主のスケジュールが遅れるような場合、両契約当事者は、最大限の誠意という原則に基づき、それぞれの契約を変更することを約束します。

## 12. 債務不履行

**12.1** 賃借人がリース料または本契約に定めるその他の金額を支払期日後7日以内に支払わない場合、または賃借人が本契約のその他の規定を遵守、維持または履行しない場合、不履行事由が発生し、貸主は以下の救済措置のいずれか1つ以上を行使する権利を有するものとします：**12.1.1.** 本契約に基づくリース料金の全額を、賃借人への通知または要求なしに直ちに支払期日が到来したものと宣言すること。第**2.3**条に定めるすべての手数料、利息または金額を請求し、回収すること。

**12.1.3.** 法律上または衡平法上のその他の救済を追求すること。貸主が取ることができる差し押さえまたはその他の措置にかかわらず、借主は、本契約に基づいて履行されるべき借主側のすべての義務の完全な履行について責任を負うものとし、その責任を維持するものとします。

## 13. 法の選択

本契約は、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されます。また、借受人に起因または関連するすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、最終的に解決するものとします。

## 14. 秘密保持

適用される法令または当局の要求がない限り、両当事者は、相手方の秘密情報を本契約に関連する目的のためにのみ使用することに同意し、相手方の書面による同意なしに、かかる情報をいかなる第三者にも開示しないものとします。

## 15. 譲渡

いずれの当事者も、相手方の書面による同意なしに、本契約の利益を譲渡する（または負担を移転する）権利を有しないものとします。